

有田市国土強靱化地域計画

令和 5 年 10 月改訂

有 田 市

目 次

はじめに	P.1
------	-----

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節 国土強靱化の理念	P.2
第2節 国土強靱化を推進する上での基本的な方針	P.3
第3節 基本的な進め方	P.4

第2章 脆弱性評価

第1節 評価の枠組及び手順	P.5
第2節 脆弱性評価結果	P.8

第3章 国土強靱化の推進方針

(1) リスクコミュニケーション	P.9
(2) 耐震・老朽化対策	P.12
(3) 行政機能・防災教育等	P.16
(4) 住宅・都市	P.26
(5) 産業・農水産	P.31
(6) 市土保全	P.35
(参考) リスクシナリオと施策の対応	P.37

第4章 計画の推進と不断の見直し

第1節 諸計画との一体的な推進	P.41
第2節 PDCAサイクルと不断の見直し	P.41
第3節 プログラムの重点化	P.41

(別添) 脆弱性評価結果	P.43
--------------	------

はじめに

平成 25 年 12 月 11 日に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法の前文では、東日本大震災の発生や南海トラフ地震をはじめとする大規模災害のリスクに言及した上で、「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である」としている。

国においては、基本法第 10 条に基づく「国土強靱化基本計画」を平成 26 年 6 月 3 日に閣議決定し、以降、随時見直しをおこないながら、取組が推進されてきたところである。

しかしながら、想定を上回る大規模災害が頻発する中で、住民の生命及び生活を守るためには、政府のみならず、地方自治体や地域住民、民間企業等が一体となり、自然災害に強いまちづくりを平時から推進していく必要がある。

このことから、大規模自然災害等への脆弱性を評価し、地域の強靱化に関する取組を総合的かつ計画的に推進していくため、基本法第 13 条に基づき、本市における国土強靱化地域計画を定めるものである。

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節 国土強靱化の理念

平成23年3月11日に発生した東日本大震災をはじめ、広島土砂災害、熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震、九州北部豪雨、令和元年台風第19号と、近年大規模な自然災害が頻発しており、そのたびに数多くの尊い人命が失われ、莫大な経済的・社会的・文化的損失を被っている。

和歌山県内においても、平成23年台風第12号や平成30年台風第20号・第21号をはじめとする風水害に見舞われており、本市もまた大きな損害を受けたところである。また、将来においては、南海トラフ巨大地震や中央構造線地震等、大規模地震発生懸念も存在している。

このような状況にあって、市民の生命を守り、経済的・社会的・文化的損失を防ぐためには、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超える総合的な観点のもと、平時から大規模自然災害等に備えた地域づくりを行っていくことが必要である。そして、このような地域づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、地域の持続的な成長を実現し、時々の次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要がある。

このため、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進することとする。

また、この国土強靱化に向けた取組を官民により精力的に進めることは、地域住民の生命・財産、産業競争力及び経済成長力を守ることのみならず、行政・民間それぞれに、状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらすため、国土強靱化に向けた取組を部署横断的に、国・県・民間とも連携して、総合的に推進することとする。

第2節 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりについて、全国各地で発生した過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の（１）～（４）の方針に基づき推進する。

（１）国土強靱化の取組姿勢

- ① 地域の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 地域特性を活かして災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高めること。
- ④ 地域の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

（２）適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

（３）効率的な施策の推進

- ① 人口の減少等に起因する市民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。

- ② 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ④ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者等に十分配慮して施策を講じること。
- ③ 地域の特性に応じて、環境との調和に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

第3節 基本的な進め方

国土強靱化は、いわば市のリスクマネジメントであるため、以下の PDCA サイクルを繰り返すことにより、強靱化の取組を推進する。

- ① 強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- ② リスクシナリオと影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- ③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
- ④ 課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化、優先順位を付けて計画的に実施
- ⑤ その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善

第2章 脆弱性評価

第1節 評価の枠組及び手順

内閣官房国土強靱化推進室が作成した「国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第6版)」に基づき、次の枠組及び手順により脆弱性評価を行った。

(1) 想定するリスク

①南海トラフ巨大地震、中央構造線地震

太平洋側沖合の南海トラフ沿いでは、M8.0程度の巨大地震がほぼ90～150年間隔で繰り返し発生しており、大きな津波を伴うことも多い。大規模な地震として、南海トラフ沿いの3つの領域（東海・東南海・南海）において連動して発生する3連動地震と、日向灘を含む更に広い震源域で連動して発生する最大クラスの地震が想定されている。

また、県内の主要な活断層は、県北部の和泉山脈の南麓に沿って中央構造線断層帯が東西方向に延びている。中央構造線は地質構造の境界線であって、その全部が活断層ではないが、和歌山県から四国地方にかけての中央構造線は、規模の大きな活動度A級の中央構造線断層帯である。

②有田川洪水

本市は、市域の中央を東西に流れる有田川がつくった沖積地に形成され、約1km以上の広い谷幅をもつ谷底平野になっており、これら全面が氾濫地域となっている。

台風や集中豪雨による有田川の氾濫でたびたび水害を被っており、最大の被害は昭和28年梅雨期の集中豪雨で起こった7・18水害で、壊滅的な状況であった。

平成31年和歌山県から公表された有田川洪水浸水想定では、平野部の殆どが浸水すると考えられている。

(2) 施策分野

国土強靱化に関する施策分野については、個別施策分野と横断的分野に分類し、個別施策分野として、「行政機能・防災教育等」、「住宅・都市」、「産業・農水産」、「市土保全」の4分野を、横断的分野として、「リスクコミュニケーション」、「耐震・老朽化対策」の2分野を設定した。

(3) 目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととし、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして37の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
①人命の保護が最大限図られること ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興	1	大規模自然災害発生時でも人命の保護が最大限図られる	1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生
			1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
			1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
			1-4	異常気象による広域かつ長期的な市街地等の浸水
			1-5	風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
			1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生
	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資の停止
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
			2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市役所機能の機能不全
			3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・機能停止
			4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
			4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

	5	大規模自然災害発生後であっても経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
			5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
			5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4	陸上海上交通ネットワークの機能停止
			5-5	食料等の安定供給の停滞
			5-6	異常渇水等による用水供給途絶
	6	大規模自然災害発生後であってもライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気、石油・LP ガスサプライチェーン等の機能の停止
			6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4	地域交通網が機能停止する事態
			6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災発生による多数の死傷者の発生
			7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
			7-3	沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺
			7-4	ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
			7-5	有害物質の大規模拡散・流出
			7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8	大規模自然災害発生後であっても社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			8-2	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
			8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(4) 評価の実施手順

リスクシナリオを回避するために実施されている施策群を、プログラムとして整理した上で、施策の進捗状況等に基づいて分析・評価を行うことで、現状の施策の脆弱性を洗い出し、改善するための課題を明らかにした。

第2節 脆弱性評価結果

評価結果は、別添（P. 43 以降）のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

（1）ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせ

公共施設や道路をはじめとするハード整備と、各種計画の策定や防災教育といったソフト対策を適切に組み合わせ、一体的に推進していくことが必要である。

（2）リダンダンシーの確保

行政機関を含め、あらゆる主体が被災しうることを想定し、特定の施設、手段へ依存することなく、多様な対策を講じる必要がある。

（3）計画的な整備

人口減少や財政基盤の縮小を見据え、持続的に施策を実行していくために、長寿命化計画やストックマネジメント等に基づく計画的な整備が必要である。

（4）多様な主体との連携

国や県、他の地方公共団体、民間企業、地域住民等との連携を深め、多様な主体による取組を推進していく必要がある。

第3章 国土強靱化の推進方針

本計画の対象となる国土強靱化に関する施策の分野は、脆弱性評価を行うに当たり設定した4の個別施策分野と2の横断的分野とする。

施策分野ごとの推進方針は以下のとおりである。

(1) リスクコミュニケーション

地域防災計画等の見直し

災害時において、市民の生命、財産、生活を守る行政対応の基本となる地域防災計画については、国や県の防災計画と連携しながら必要に応じ見直しを行う。併せて、避難勧告等の発令基準や伝達方法、非常用情報通信手段の維持管理・使用訓練といった各種マニュアルについても、国や県のガイドライン、実際の災害対応、社会情勢等を踏まえ、見直しを進める。

指標（現状→目標）

- 地域防災計画の見直し 毎年改正→継続
- 避難勧告・伝達マニュアルの見直し 作成済→随時更新
- 非常通信対応マニュアルの見直し 作成済→随時更新

避難所運営体制の整備

避難所の開設を円滑に行うために、避難所の開設を担う職員の訓練を行うとともに、職員の被災時に地域住民等が避難所を運営できるよう、国・県のガイドラインや社会情勢の変化に合わせて、マニュアルを見直していく。

また、避難所開設に必要な防災資機材、簡易トイレ等について、社会情勢やニーズを踏まえながら整備していく。

指標（現状→目標）

- 職員訓練の実施 年1回→随時実施
- 防災資機材の整備 整備中→継続実施
- 簡易トイレの整備 89→400（R5年度）
- マニュアルの見直し 作成済→随時更新

他機関との協力体制の整備

災害発生時における各種応急復旧活動を円滑に行うため、他自治体や民間企業等と災害時の応援協定の締結を推進する。

また、大規模災害発生時に、国、他の地方公共団体、民間団体、企業等の他機関から、人的、物的応援を円滑に受け入れ、有効に活用するため、組織形態や業務内容、優先事項を整理した受援計画を策定する。

指標（現状→目標）

- 応援協定締結数 38件→随時締結
- 受援計画の策定 未着手→完成（R3年度）

市民等の防災意識の向上

災害発生直後に生命や財産を守るためには、住民や企業等の自主的な行動が重要となる。地域、学校、企業への出前講座等を通じた防災意識の向上、自主防災組織の結成、家庭内備蓄の啓発等により、自助・共助の取組を促進する。

指標（現状→目標）

- 防災出前講座の開催 年10回→年25回（R5年度）
- 自主防災組織の組織率 100%→維持
- 家庭内備蓄の啓発 実施中→継続実施

自主防災組織活動の支援

災害に対する自助・共助の取組を促進するため、防災訓練や専門家による研修会の実施、自主防災組織が資機材や避難路の整備等を行う際に補助金を交付するなど、自主防災組織による積極的な活動を支援する。

指標（現状→目標）

- 防災研修会の実施 年1回→継続実施
- 訓練実施地区 全地区→継続実施
- 自主防災組織への補助 実施中→継続実施

地区防災計画等の策定促進

地域コミュニティ内の共助による防災活動を促進するため、各地区の特性を踏まえつつ、住民自身が率先して防災活動に取り組むことができるよう、地区防災計画の策定を自主防災組織に促す。これに併せて、台風等の事前予測が可能な災害について、各主体がすべき行動を時系列で整理した地区タイムライン（防災行動計画）の策定も併せて促進する。

指標（現状→目標）

- 防災計画策定地区数 0→全地区（R 5 年度）
- タイムライン策定地区数 0→全地区（R 5 年度）

避難確保計画の策定促進

高齢者、障がい者、乳幼児等が多く利用する要配慮者利用施設において、津波、水害、土砂災害等が発生するおそれがある場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難を図るため、各法令に基づく避難確保計画の策定を促進する。

指標（現状→目標）

- 策定済み施設の割合（津波防災） 21%→100%（R 3 年度）
- 策定済み施設の割合（水防） 36%→100%（R 3 年度）
- 策定済み施設の割合（土砂災害） 0%→100%（R 3 年度）

避難行動要支援者台帳の整備

高齢者や障がい者等の避難行動要支援者について、必要な情報を把握し、名簿を作成するとともに、避難支援等関係者と共有することにより、災害発生時の迅速な避難支援体制を整備する。

指標（現状→目標）

- 名簿提供団体数 1→7（R 3 年度）

福祉避難所の確保

災害時に要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等との協定により福祉避難所となる施設を確保するとともに、福祉避難所の迅速な設置と円滑な運営ができるよう、マニュアルを作成する。

指標（現状→目標）

- 協定締結施設数 3→10（R 6 年度）
- 設置・運営マニュアルの作成 未作成→作成（R 3 年度）

(2) 耐震・老朽化対策

市庁舎の整備

市庁舎は、災害時に災害対策本部を設置するとともに、災害復旧においても拠点として使用する重要な施設であるため、大規模災害時に機能不全に陥ることのないよう、長寿命化に向けた改修や、受電施設等の移設・改修等、災害時の機能保全に必要な整備を行う。

指標（現状→目標）

- 市庁舎建築物の改修 設計中→完成（R 6 年度）
- 主要設備の移設・改修 設計中→完成（R 6 年度）

学校施設の整備

多数の児童・生徒が利用する公立学校は、施設の安全を確保しなければならないとともに、災害時には避難所としての役割を担う。発災後、避難所としての機能を十分に発揮するとともに、長期の避難生活にも支障のないよう、施設の長寿命化に向けた整備を推進する。新統合中学校においては、校舎や体育館等の建設のほか、自家発電機の整備等、十分な災害対策を講じる。

また、有事の際に被災者への食糧供給がおこなえるよう、給食センターの機器整備を推進する。

指標（現状→目標）

- 初島中学校 外壁整備 未着手→完成（R 2 年度）
- 箕島小学校 外壁整備 未着手→完成（R 6 年度）
- 田鶴小学校 防水整備 未着手→完成（R 3 年度）
- 宮原小学校 体育館整備 未着手→完成（R 5 年度）
- プール施設整備 53%完了→完成（R 10 年度）
- 全小中学校トイレ 100%洋式化整備 41%完了→完成（R 10 年度）
- 新統合中学校校舎建設 計画中→完成（R 4 年度）
- 給食センター機器整備 整備中→計画的な更新

保育所の整備

多数の園児が利用する保育所は、施設の安全を確保しなければならないとともに、災害時には避難所としての役割を担う。発災後、避難所としての機能を十分に発揮するとともに、長期の避難生活にも支障のないよう、施設の再編も検討しつつ、長寿命化に向けた整備を推進する。

指標（現状→目標）

- 施設整備計画の検討 着手→計画作成（R 2 年度）
- 新保育施設の新設 0 か所→1 か所（R 6 年度）

道路・構造物の維持管理

道路ネットワークの安全性・信頼性を維持・向上させるため、道路の路面状況を把握し、その結果に基づく維持管理計画を策定することで、計画的な整備を推進する。

また、橋梁やトンネル等の道路構造物について、点検結果に基づき、老朽箇所の整備を推進する。

指標（現状→目標）

○維持管理計画の策定 未着手→完成（R 6 年度）

○橋梁の整備 定期点検実施→整備実施

○トンネルの整備 定期点検実施→整備実施

漁業集落排水処理施設の整備

被災時においても必要最小限の下水道機能を維持し、市民生活・衛生環境等への影響を最小限化するとともに、速やかな応急対応を可能とすることが重要である。そのため、令和 2 年度に策定した漁業集落排水処理施設機能保全計画に基づき、計画的な整備を推進する。

指標（現状→目標）

○機能保全対策工の実施 実施中→完成（R 7 年度）

隣保館の整備

不特定多数の市民が利用する隣保館は、施設の安全を確保しなければならないとともに、災害時には避難所としての役割を担う。発災後、避難所としての機能を十分に発揮するとともに、長期の避難生活にも支障のないよう、施設の長寿命化に向けた整備を推進する。

指標（現状→目標）

○隣保館の大規模修繕 未着手→事業検討

基幹管路の耐震化

災害時において上水道の被害の深刻化や復旧の遅れの要因となることを防ぐべく、計画的に基幹管路の耐震化を進めていく。

指標（現状→目標）

○基幹管路耐震化率 12.49%→28%（R 9 年度）

社会体育施設の整備

不特定多数の市民が利用する体育施設は、施設の安全を確保しなければならないとともに、災害時には避難場所、臨時ヘリポート、物資の集積所、遺体安置場所、仮設住宅用地等の役割を担う。発災後、これらの役割を果たすとともに、長期の避難生活にも支障のないよう、施設の整備を推進する。

指標（現状→目標）

- 楚都浜公園の整備 事業中→完成（Ｒ５年度）
- 市民球場の大規模改修 未着手→完成（Ｒ７年度）
- 市民体育館の大規模改修 未着手→完成（Ｒ５年度）

公民館施設の整備

不特定多数の市民が利用する公民館は、施設の安全を確保しなければならないとともに、災害時には避難所としての役割を担う。発災後、これらの機能を十分に発揮するとともに、長期の避難生活にも支障のないよう、建替・他の施設との複合化等も検討しつつ、耐震化等の改修や修繕等の整備を推進する。

指標（現状→目標）

- 公民館の更新・大規模改修 耐震診断中→事業検討

文化福祉センターの整備

不特定多数の市民が利用する文化福祉センターは、施設の安全を確保しなければならないとともに、災害時には避難所としての役割を担い、また文化財や資料の損失を防ぐことも求められる。発災後、これらの機能を十分に発揮するとともに、長期の避難生活にも支障のないよう、設備の改修や老朽箇所の修繕等の整備を推進する。

指標（現状→目標）

- エレベーター改修 未着手→完成（Ｒ５年度）
- 空調改修 未着手→完成（Ｒ６年度）
- 照明改修 未着手→完成（Ｒ７年度）
- トイレ改修 未着手→完成（Ｒ３年度）
- 外壁等修繕 未着手→完成（Ｒ４年度）

ごみ処理施設の整備

災害発生時に大量に発生する廃棄物を安定的に処理するため、有田周辺広域圏事務組合で管理運営しているごみ処理施設について、基幹的設備の改良を行うとともに、現施設の耐用年数を考慮し、次期施設整備計画として環境省の循環型社会形成推進交付金を活用し、焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）及びリサイクル施設（マテリアルリサイクル推進施設）の整備を進める。

指標（現状→目標）

○基幹的設備の改良 工事着手→完成（R3年度）

○次期施設整備 諸計画策定中→完成（R12年度）

老人福祉施設の整備

有田周辺広域圏事務組合で管理運営している特別養護老人ホーム（潮光園）について、津波等の災害時における利用者の安全を確保するため、新施設を浸水域外に移転新築する。

指標（現状→目標）

○潮光園の建替え 工事着手→完成（R4年度）

汚泥処理施設等の更新

災害発生時においても、し尿や浄化槽汚泥を安定的に処理するため、有田周辺広域圏事務組合で管理運営している汚泥処理施設（クリーンセンター）について、老朽化した施設の建替えを行う。また、施設の被災等によりクリーンセンターの機能が停止した場合に、し尿等を安全に一時保管できるよう、耐震性を確保する観点から中継施設（清掃センター）の更新を行う。

指標（現状→目標）

○汚泥処理施設（有機性廃棄物リサイクル推進施設）の建替え
土地造成工事着手→完成（R6年度）

○汚泥中継施設の更新 未着手→事業着手

(3) 行政機能・防災教育等

避難誘導設備の整備

夜間の発災において、電力供給が停止している状況であっても、円滑かつ迅速な避難行動ができるよう、太陽光をエネルギーとして夜間に自動発光する避難誘導標識や自発光縁石の整備、主要幹線市道に設置されている避難誘導灯のＬＥＤ照明灯への転換等を推進する。

指標（現状→目標）

- 避難誘導標識の整備 185 基→維持管理
- 縁石の設置 500 基→維持管理
- 避難誘導灯の整備 216 基→241 基（Ｒ２年度）

対応するリスクシナリオ

- 1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生
- 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
- 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生

避難場所、避難路等の整備

津波をはじめとする大規模災害の発生時において、迅速かつ円滑な避難誘導を行うため、必要な避難場所や避難路等の整備、津波避難ビルの指定を進める。また、夜間の視認性の向上を図るため、避難場所や避難路等に設置されている太陽光照明灯等、設備の適正な維持管理を推進する。

指標（現状→目標）

- 太陽光照明灯の整備 29 基→維持管理
- 箕島地区避難場所（長峰農道）の整備 未着手→完成（Ｒ５年度）
- 避難ビルの指定数 9 か所→随時指定

対応するリスクシナリオ

- 1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生
- 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
- 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生

津波避難計画等の策定

市の津波避難計画に基づき、津波浸水想定区域内の地区ごとに、避難先や避難路等の具体的な行動をまとめた地区津波避難計画について、避難訓練から明らかになった課題や、津波防災対策の実施状況、社会情勢等を踏まえ、改善していく。

また、津波災害から迅速に復興するため、被災後のまちづくりを想定した復興計画の策定に取り組む。

指標（現状→目標）

○策定地区数 全地区→随時更新

○津波災害復興計画の策定 未着手→完成（R 3 年度）

対応するリスクシナリオ

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生

8-2 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

洪水ハザードマップの見直し

住民の早期避難等の体制を充実させるため、危険箇所や避難場所、避難経路等の情報を各種ハザードマップにまとめ、全世帯に配布しているが、新たに有田川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定が公表されたことを踏まえ、洪水ハザードマップを見直す。

指標（現状→目標）

○洪水ハザードマップの見直し 着手→完成（R 2 年度）

対応するリスクシナリオ

1-4 異常気象による広域かつ長期的な市街地等の浸水

1-5 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生

土砂災害ハザードマップの作成

土砂災害が発生した場合、住民等に危険が生じるおそれがあり、土砂災害警戒区域の指定が必要とされる箇所について、指定者である和歌山県と連携して区域指定を促進するとともに、新たに区域指定を受けた地区について、土砂災害ハザードマップを作成、配布することにより、警戒避難体制を整備する。

指標（現状→目標）

- 土砂災害ハザードマップの作成（地区別） 着手→完成（R 3 年度）
- 区域指定の進捗率 57%→100%（R 2 年度）

対応するリスクシナリオ

- 1-5 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
- 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生

職員対応の強化

地域防災計画に基づいて、災害時に各職員が迅速に所定の配備につき、災害応急対策がとれるよう、国・県等のガイドラインや実際の災害対応を踏まえて対応マニュアルを改善していくとともに、職員の防災意識・災害対応能力を高める研修、参集訓練、災害時情報管理システム等の習熟を継続的におこない、災害対応力を強化する。

指標（現状→目標）

- 研修会の実施 随時実施→継続実施
- 訓練の実施 随時実施→継続実施
- 対応マニュアルの見直し 作成済→随時更新

対応するリスクシナリオ

- 3-1 市役所機能の機能不全
- 3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

防災井戸の確保

大規模な災害が発生し水道が止まった時に、近隣の被災者に、トイレや洗濯に使う生活用水として、井戸水が無償で提供していただける災害時協力井戸の登録を増やしていく。また、避難所となる市内の小中学校に、生活環境を整えるための用水として活用されることを目的に防災井戸の整備を行う。

指標（現状→目標）

- 災害時協力井戸登録数 13基→30基（R5年度）
- 避難所の防災井戸整備数 8か所→11か所（R2年度）

対応するリスクシナリオ

- 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資の停止
- 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
- 5-6 異常渇水等による用水供給途絶
- 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

防災行政無線のデジタル化

防災行政無線は、災害時において、行政機関における連絡や住民等への情報伝達に不可欠な通信手段である。大規模災害が頻発する中、現在のアナログ方式からデジタル方式に移行し情報伝達手段の高度化を図る。

指標（現状→目標）

- デジタル無線設備の整備 設計着手→完成（R3年度）

対応するリスクシナリオ

- 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生
- 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
- 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

消防力の維持・強化

大規模災害による被害の軽減を図るため、消防施設、消防車両等の整備・更新、老朽化する消防水利（地下式消火栓、耐震性貯水槽）の維持管理、救助・救急活動に従事する人材の育成等を推進し、消防力を維持・強化する。

指標（現状→目標）

- 消防車両の更新整備 順次更新→計画的な更新
- 耐震性貯水槽の維持管理 16 基→現状維持
- 消火栓の維持管理 1,104 基→現状維持
- 消防庁舎等の整備更新 順次更新→計画的な更新
- 消防庁舎自家発電機連続稼働日数の確保 5 日以上→現状維持
- 救助・救急活動に従事する人材の育成 推進中→全職員

対応するリスクシナリオ

- 1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生
- 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
- 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
- 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・機能停止
- 5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
- 7-1 地震に伴う市街地の火災発生による多数の死傷者の発生

消防団の強化

大規模災害が発生し、被害発生箇所が多数に及ぶ場合に備え、消防団員の確保並びに施設・資機材の整備等消防団の充実強化を図る。

指標（現状→目標）

- 消防団員の確保 97.6%→100%（R3年度）
- 消防団詰所等の整備更新 順次更新→計画的な更新
- 必要資機材の整備更新 順次更新→計画的な更新

対応するリスクシナリオ

- 1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生
- 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
- 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
- 5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
- 7-1 地震に伴う市街地の火災発生による多数の死傷者の発生

消防の広域化

消防通信指令システムの共同運用を視野に更新整備するとともに、県内全域で消防機関が相互に通信できる無線網を適正に管理し、大規模災害に備える。また、複雑多様化する災害への対応力強化、高度な装備等の導入、専門人材の育成等の観点から、広域化による規模の拡大の検討を進める。

指標（現状→目標）

- 通信指令システムの更新・整備 計画中→完成（R6年度）
- 県広域化推進計画の更なる検討 策定済み→順次更新

対応するリスクシナリオ

- 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
- 1-5 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
- 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
- 5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

特定防火対象物に係る重大違反是正

特定防火対象物に自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラーの未設置が今後発生した場合早急に是正するよう指導し、火災の予防を図る。

指標（現状→目標）

○重大違反の是正 100%→100%

対応するリスクシナリオ

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

文化財施設の消防設備査察強化

文化財施設の査察の強化を行い、火災の予防及び被害の軽減を図る。

指標（現状→目標）

○査察の強化 年1回→年1回以上

対応するリスクシナリオ

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

医療機能の確保

地域医療構想に基づき人口減少・高齢化を見据えた機能強化を行うなか、市立病院が中核病院としての機能を担うため、病院建替を視野に入れながら災害拠点病院・感染症指定病院等の役割を果たすための取り組みを推進する。また、平時の医師確保以外に、発災時における医療従事者の不足に備え、県を中心に「地域災害支援医師・看護師による応援体制」の構築を目指す。

指標（現状→目標）

○災害時医療従事者確保 未着手→協定締結（R2年度）

○衛星インターネット環境の整備 未着手→整備（R2年度）

○DMAT 隊員の養成 1チーム→2チーム編成（R2年度）

○エネルギー供給体制の整備 未着手→3日機能維持（R2年度）

○新病院の建設 未着手→事業着手

対応するリスクシナリオ

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

応急医療体制の整備

大規模災害によって医療機関が機能停止した場合にも、救護所において医療救護活動が円滑に実施できるよう、運営マニュアルを作成するとともに、救護所となる小学校等の施設について医薬品や資材の備蓄を行い、応急医療体制を推進する。

指標（現状→目標）

- 救護所マニュアルの作成 未着手→完成（R 4 年度）
- 医薬品・資材の備蓄 整備中→完了（R 3 年度）

対応するリスクシナリオ

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

防疫資材の整備

汚水の流入による伝染病や感染症の発生、拡大を防止するため、住家等への迅速な消毒を実施する必要がある、既存の設備に加え、車両による機器の搬入が困難な地域へも効率的に対応できるよう、タンクキャリー式の動力噴霧器を整備する。

指標（現状→目標）

- タンクキャリー式動力噴霧器の整備 0 台→2 台（R 4 年度）

対応するリスクシナリオ

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

応急給水体制・受援体制の整備

災害時においても迅速に飲料水・生活用水等を供給できるよう、危機管理マニュアルとの整合性を考慮した応急給水訓練の実施、自家発電機の点検等の停電対策など、給水体制を整備する。

また、早期復旧のため、災害協定を結んでいる管工事組合との連携を強化する。

指標（現状→目標）

- 応急給水訓練 実施中→継続実施（R 6 年度）
- 自家発電機の点検 12 回/年→継続実施（R 6 年度）
- 災害協定の締結 実施中→継続実施（R 6 年度）

対応するリスクシナリオ

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資の停止
3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
5-6 異常渇水等による用水供給途絶
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

災害廃棄物仮置場の整備

災害廃棄物の地区別集積所については、自治会の協力により現在市内 8 地区中 2 地区で選定が完了、残る 6 地区も選定を進めている。また、選定後も引き続き自治会と協議しながら、集積所の見直しや追加などを適宜行う。

最大規模の地震、津波が発生した場合には地区別集積所のみでは災害廃棄物の集積には必要十分ではなく、処理先までの交通困難や処理施設が機能停止した場合を想定して、地区別集積所とは別に災害廃棄物仮置場の選定及び整備を行う。

指標（現状→目標）

- 地区別集積所の選定 2 地区→8 地区（R 3 年度）
- 災害廃棄物仮置場の選定 未着手→完了（R 5 年度）
- 災害廃棄物仮置場の整備 未着手→着手

対応するリスクシナリオ

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

一般廃棄物ストックヤードの整備

大規模災害により一般廃棄物の処理先が被災した場合や、何らかのトラブルにより搬入制限等が発生した場合、当市に被害がなくても一般廃棄物の処理が行えなくなる。

そのため、一般廃棄物のストックヤードを整備し、一般廃棄物の収集・運搬・処分体制を滞りなく継続できる体制を確保する。

指標（現状→目標）

- ストックヤードの整備 未着手→着手

対応するリスクシナリオ

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

避難所等での情報通信手段の確保

大規模災害時において避難所となる公共施設等において、施設の職員や避難者が必要な情報通信手段を確保できるよう、無線 LAN の整備を促進する。

指標（現状→目標）

- 無線 LAN の整備 整備中→整備継続

対応するリスクシナリオ

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

行政システムの電力供給確保

大規模災害により電力供給が停止された場合、基幹系・内部情報系等のシステムが停止するため、災害時の情報共有や住民への対応を迅速に対応できるように、システム稼働用の非常用発電機を整備する。

指標（現状→目標）

○システム用非常用発電機を整備 未着手→整備完了（R 4 年度）

対応するリスクシナリオ

3-1 市役所機能の機能不全

3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・機能停止

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

住民記録システムの保全

地震・津波・風水害など大規模災害発生した場合、市民の住民基本台帳および戸籍における住民情報の確保は、罹災証明の発行手続きをはじめ被災後の住民生活回復のための基礎資料となり必要不可欠なものとなる。そのためシステムのサーバー保全のための整備を図る。

指標（現状→目標）

○戸籍システムの保全 自庁管理→クラウド化（R 4 年度）

○住基ネットシステム用非常用発電機を整備 未着手→整備完了（R 6 年度）

対応するリスクシナリオ

3-1 市役所機能の機能不全

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

庁舎の代替施設の検討

大規模災害により庁舎の機能が失われた場合に備え、代替施設の検討を進める。また、代替施設において情報通信を行えるように、各システムのデータセンターとの回線の整備を検討する。

指標（現状→目標）

○代替施設の検討・回線の整備 未着手→代替施設の選定・整備着手

対応するリスクシナリオ

3-1 市役所機能の機能不全

3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(4) 住宅・都市

道路整備の推進

大規模災害により、道路交通網が寸断される場合に備え、救助救出活動や住民避難、物資の搬送等に支障が生じることのないよう、市道整備を推進するとともに、広域幹線道路をはじめとする国道や県道の整備を各機関と連携して促進することで、強靱な道路ネットワークを構築する。

指標（現状→目標）

- 市道 56 号線の整備 59%完了→完成（R 6 年度）
- 逢井地区アクセス道路の整備 概略設計完了→事業着手（R 6 年度）
- 都市計画道路愛宕川端線の整備 事業中→完成（R 6 年度）
- 都市計画道路内川港線の整備 設計着手→完成（R 9 年度）
- 市道 733・728 号線の整備 60%完了→完成（R 4 年度）
- 市道 780 号線の整備 事業着手→完成（R 3 年度）
- 市道 21 号線の整備 事業中→完成（R 6 年度）
- 市道 19 号線の整備 未実施→完成（R 8 年度）
- 市道の舗装整備 55%完了→完成（R 8 年度）
- 都市計画道路の改廃、変更 実施済（R 5 年度）
- 国道 42 号有田海南道路の整備促進 事業中→整備継続
- 国道 480 号下中島地区の整備促進 事業中→整備継続
- 県道有田湯浅線の整備促進 事業中→整備継続
- 県道有田港線の整備促進 事業中→整備継続
- 県道沓掛糸我線の整備促進 事業中→整備継続

対応するリスクシナリオ

- 1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生
- 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資の停止
- 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
- 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 5-4 陸上海上交通ネットワークの機能停止
- 6-4 地域交通網が機能停止する事態
- 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
- 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

雨水公共下水道等の整備

豪雨災害等による浸水被害の軽減を図るため、雨水管理総合計画やストックマネジメント計画等に基づき、管路やポンプ場等の下水道施設、水路、樋門等の整備を推進し、また、県等の管理施設についても、連携して整備を促進することで、雨水排除機能を維持する。

指標（現状→目標）

- 初島排水区 2 号幹線整備 事業中→完成（R 7 年度）
- ストックマネジメント計画策定 事業中→完成（R 6 年度）
- ストックマネジメント計画による雨水公共下水道施設の改築・修繕 実施中→随時実施
- 箕島・港排水区ポンプ場整備 事業中→完成（R 7 年度）
- 内水浸水想定区域図の作成 未着手→完成（R 7 年度）
- 下水道施設の維持修繕 実施中→随時実施
- 樋門の整備 実施中→随時実施
- 用排水路の整備 実施中→随時実施
- 高山川ポンプ増設 4 基→5 基（R 3 年度）
- 箕川・お仙谷川・高山川排水機場設備点検 未点検有→点検実施

対応するリスクシナリオ

- 1-4 異常気象による広域かつ長期的な市街地等の浸水
- 1-5 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
- 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
- 8-2 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

公園の整備

都市公園等のオープンスペースは、災害時の広域避難場所及びヘリコプターの発着予定地に指定され、円滑な避難活動や救援物資輸送が必要となるほか、道路交通や公共交通の麻痺に伴って発生する徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となることも想定されるため、園路等の公園施設や緑地の整備を推進する。特に、新たに整備する楚都浜公園については、災害対応トイレ、ソーラー照明、防災パーゴラ等の防災機能を備え、オープンスペースを利用した防災拠点となる防災公園として整備を推進する。

指標（現状→目標）

- ふるさとの川総合公園 園路整備 実施済（R 3 年度）
- 楚都浜公園の整備 事業中→完成（R 5 年度）

対応するリスクシナリオ

- 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資の停止
- 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

都市計画マスタープランの見直し

社会情勢の変化等を踏まえながら、有田市の将来を見据えて必要な都市計画事業を推進し、災害リスク等も踏まえた強靱なまちづくりを行うため、定期的に都市計画マスタープランの見直しを行っていく。

指標（現状→目標）

○マスタープランの改定 改定中→完了（R 5 年度）

対応するリスクシナリオ

- 1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生
- 6-4 地域交通網が機能停止する事態

立地適正化計画の見直し

社会情勢の変化等を踏まえながら、災害リスク等も踏まえた適切な居住誘導や都市機能誘導を図るため、定期的に立地適正化計画の見直しを行っていく。

指標（現状→目標）

○立地適正化計画の見直し 随時更新

対応するリスクシナリオ

- 1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生
- 6-4 地域交通網が機能停止する事態

住宅等耐震化の促進

災害により住宅・建築物やブロック塀等が倒壊した場合、住民の生命や財産への直接的な被害のみならず、周辺の道路等にも影響が及び、救助救出活動や避難等をはじめ、物流等にも支障が生じるおそれがあるため、国の住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用した事業を推進し、耐震診断や改修工事を支援することにより、住宅等の耐震化を促進し、被害の軽減を図る。

指標（現状→目標）

○耐震診断・改修支援 実施中→継続実施

対応するリスクシナリオ

- 1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生
- 7-3 沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺

不良空家等の除却促進

災害により空き家が倒壊した場合、周辺住民に危険が生じるほか、道路等にも影響が及び、救助救出活動や避難等をはじめ、物流等にも支障が生じるおそれがあるため、国の空き家対策総合支援事業等を活用し、不良空家等の調査・認定を行うとともに、その除却を支援することにより、周辺被害の防止を図る。

指標（現状→目標）

○不良空家等の除却支援 実施中→継続実施

対応するリスクシナリオ

1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺

がけ地近接等危険住宅の移転促進

がけ地の崩落等による危険から市民の生命の安全の確保を図るため、土砂災害特別警戒区域内等にある既存住宅を除却し、安全な場所への移転を促進する。

指標（現状→目標）

○区域内の住宅移転支援 未実施→実施

対応するリスクシナリオ

1-5 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

住宅用火災警報器設置の促進

災害発生時等の火災の逃げ遅れをなくするため住宅用火災警報器の設置率の向上を図る

指標（現状→目標）

○住宅用火災報知器設置の促進 72%→80%（R 6 年度）

対応するリスクシナリオ

1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生

7-1 地震に伴う市街地の火災発生による多数の死傷者の発生

高齢者施設等の防災体制強化

高齢者施設等の安全を確保するため、耐震化をはじめとする防災改修、スプリンクラーや非常用発電機等の設備整備、ブロック塀の改修等を促進し、防災体制の強化を図る。

指標（現状→目標）

○施設改修・設備整備等への支援 実施中→継続実施

対応するリスクシナリオ

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

浄化槽の設置促進

災害により污水处理施設（クリーンセンター）の機能が停止した場合でも、生活排水を適正に処理し、健全な水環境を確保するため、災害に強いことが特徴である浄化槽の設置を促進する。

指標（現状→目標）

○污水处理人口普及率 32.3%→40.5%（R6年度）

対応するリスクシナリオ

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

アスベストの漏えい対策

被災によりアスベスト含有建築物等が倒壊し、アスベストの飛散によって近隣住民や作業従事者に被害が及ぶことのないよう、飛散性の高いアスベスト含有建築物の被災状況を把握し、住民への周知や関係機関との情報共有を行う。

指標（現状→目標）

○アスベスト含有建築物解体工事の把握 実施中→継続実施

対応するリスクシナリオ

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

(5) 産業・農水産

石油コンビナート施設の安全対策

石油コンビナート施設での火災、爆発等による被害を軽減させるため、危険物火災に対応する設備・資機材の確保・充実を図る。また、周辺被害の防止、出荷体制の早期回復の観点から、地震・津波発生時の防災規程・予防規程等の充実、自衛消防組織等による応急処置能力の強化を企業に促す。

指標（現状→目標）

- 泡消火薬剤の整備 2,100 ℓ → 現状維持
- 予防規程等の充実促進 進行中 → 完成（R 2 年度）
- 災害時対応設備の増強促進 計画中 → 完成（R 3 年度）

対応するリスクシナリオ

- 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
- 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
- 5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
- 6-1 電気、石油・LP ガスサプライチェーン等の機能の停止
- 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
- 7-5 有害物質の大規模拡散・流出

工場火災避難計画の策定

コンビナート災害について、平成 29 年 1 月に発生した火災事故を教訓として、各関係機関が連携を図り、住民避難に対する支援を迅速かつ効果的に実施するため、石油コンビナート等災害防止法に基づく計画に加え、避難計画を独自に策定する。

指標（現状→目標）

- 工場火災避難計画の策定 作成中 → 完成（R 3 年度）

対応するリスクシナリオ

- 5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
- 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
- 7-5 有害物質の大規模拡散・流出

事業継続力強化支援計画の策定

災害発生後においても、市内事業者の活動を継続できるよう、商工会議所と連携して事業継続力強化支援計画を策定し、事業所への災害対策の普及啓発や実施支援、災害発生時の被害情報収集等の対応、BCP作成の指導・助言等の支援を推進する。

指標（現状→目標）

○事業継続力強化支援計画策定 未着手→完成（R2年度）

対応するリスクシナリオ

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

5-5 食料等の安定供給の停滞

農地・森林の保全

土壌浸食防止、洪水緩和等を含む国土保全機能を、農地・森林等が持続的に発揮するためには、適切な保全管理を維持することが必要である。

有害鳥獣の捕獲、狩猟者の育成、防護柵の設置といった鳥獣害対策等により、農地・森林の荒廃化を防止するとともに、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金を通じ、農山村における地域コミュニティの維持・活性化を図り、自立的な防災・復旧活動の体制整備を促進する。

指標（現状→目標）

○中山間地域等直接支払交付金事業実施集落数 24→現状維持

○多面的機能支払交付金事業実施地区数 11→現状維持

○有害鳥獣の駆除 実施中→継続実施

○防護柵の設置 実施中→継続実施

○狩猟者の育成 実施中→継続実施

対応するリスクシナリオ

1-5 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

5-5 食料等の安定供給の停滞

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

農業水利施設の整備

農業水利施設は、農業活動を支えるのみならず、防災機能を含む多面的な機能を有しており、また、豪雨災害等の発生時には、越流等による農地被害の拡大を防ぐ必要があるため、用排水路等の整備を推進する。

指標（現状→目標）

- 用排水路の整備 実施中→随時実施
- 樋門の整備 実施中→随時実施
- 高田導流堤の改修 50%完了→完成（R 2 年度）

対応するリスクシナリオ

- 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
- 5-5 食料等の安定供給の停滞
- 5-6 異常渇水等による用水供給途絶
- 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
- 7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

ため池の管理

豪雨災害や地震災害の発生時に、ため池の損壊による二次災害の被害を防ぐため、浸水想定区域図やハザードマップを作成するとともに、ため池の状況に応じて改修や廃止を行うなど、ハード・ソフトの両面から計画的に対策を実施していく。

指標（現状→目標）

- 防災重点ため池の浸水想定区域図の作成 未着手→完成（R 2 年度）
- ハザードマップの作成 50%完了→完成（R 4 年度）
- 弓場池の改修 未着手→完成（R 3 年度）
- 星越池の改修 未着手→事業着手
- ため池の整備・廃止 実施中→継続実施

対応するリスクシナリオ

- 7-4 ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

漁港施設の整備

地震・津波等に対する漁港及び背後集落の安全確保のため、また、被災後早期に漁業が再開できるよう、機能保全計画に基づき漁港施設の良好な状態を保つとともに、漁港施設の嵩上げ、水門の遠隔操作、荷さばき施設の集約化等により、防災機能の強化と水産物の安定供給を促進する。

指標（現状→目標）

- 箕島漁港 船溜泊地浚渫 一部着手→完成（R 7 年度）
- 千田漁港 高田泊地浚渫 未着手→完成（R 3 年度）
- 千田漁港 -1.5m 物揚場修繕 未着手→完成（R 3 年度）
- 箕島漁港 4 号導流堤嵩上げ 一部着手→完成（R 1 0 年度）
- 箕島漁港 箕島岸壁耐震化 一部着手→完成（R 3 年度）
- 箕島漁港 水門機能強化 未着手→完成（R 4 年度）
- 箕島漁港 B 物揚場改修 未着手→完成（R 8 年度）
- 箕島漁港 荷捌き施設整備 一部着手→完成（R 3 年度）

対応するリスクシナリオ

- 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
- 1-4 異常気象による広域かつ長期的な市街地等の浸水
- 5-5 食料等の安定供給の停滞
- 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
- 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
- 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
- 8-2 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(6) 市土保全

急傾斜地の崩壊対策

地震や大雨等により土砂崩れが発生した場合、隣接する住居の倒壊や道路の分断等の多大な被害が想定されるため、急傾斜崩壊危険区域における対策の実施を、県と連携を図って促進していく。

指標（現状→目標）

○危険区域の整備促進 実施中→継続実施

対応するリスクシナリオ

1-5 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

5-4 陸上海上交通ネットワークの機能停止

海岸保全施設の整備

津波、高潮、波浪による被害から背後集落を守るため、予防保全の観点から、海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕を促進する。

指標（現状→目標）

○初島漁港 埋立防潮堤修繕 未着手→事業着手

○箕島漁港 離岸堤修繕 未着手→事業着手

○千田漁港 防潮堤修繕 未着手→事業着手

○千田漁港 1 2 A 護岸修繕 未着手→事業着手

対応するリスクシナリオ

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

1-4 異常気象による広域かつ長期的な市街地等の浸水

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

8-2 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

有田川の整備

有田川下流域は高潮による被害が発生する地域であり、周辺地域の浸水被害を防止するため、河床の浚渫や草木の伐採等に加え、堤防の嵩上げが必要となっている。和歌山県により実施されている堤防嵩上げ工事と併せて、漁港区域内にある左岸下流堤防の嵩上げを推進し、早期の整備を目指す。

指標（現状→目標）

○左岸下流堤防嵩上げ 未着手→完成（R 6 年度）

対応するリスクシナリオ

- 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
- 1-4 異常気象による広域かつ長期的な市街地等の浸水
- 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
- 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
- 8-2 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

地籍調査の推進

地震、土砂崩れ、津波、水害等の災害により土地の形状が変わる場合に備え、元の土地の境界を復元し、災害復旧計画等の策定や換地事務等に時間を要することなく、迅速な復旧活動ができるよう、地籍調査の推進により土地境界の正確な位置を記録する。

指標（現状→目標）

○地籍調査進捗率 92%→100%（R 4 年度）

対応するリスクシナリオ

- 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
- 8-2 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(参考) リスクシナリオと施策の対応

起きてはならない最悪の 事態 (リスクシナリオ)		個別施策分野				横断的分野
		行政機能・防災教育等	住宅・都市	産業・農水産	市土保全	
1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生	○消防力の維持・強化 ○消防団の強化 ○避難誘導設備の整備 ○避難場所、避難路等の整備	○都市計画マスタープランの見直し ○立地適正化計画の見直し ○不良空家等の除却促進 ○住宅用火災警報器設置の促進 ○道路整備の推進 ○住宅耐震化の促進			【リスクコミュニケーション】 ○地域防災計画等の見直し ○避難確保計画の策定促進 ○市民等の防災意識の向上 ○自主防災組織活動の支援 ○地区防災計画等の策定促進 ○他機関との協力体制の整備 ○避難所運営体制の整備 ○避難行動要支援者台帳の整備 ○福祉避難所の確保
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	○消防力の維持・強化 ○消防団の強化 ○特定防火対象物に係る重大違反是正	○高齢者施設等の防災体制強化			
1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生	○消防の広域化 ○避難誘導設備の整備 ○避難場所、避難路等の整備 ○津波避難計画等の策定		○漁港施設の整備	○海岸保全施設の整備 ○有田川の整備	
1-4	異常気象による広域かつ長期的な市街地等の浸水	○洪水ハザードマップの見直し	○雨水公共下水道等の整備	○漁港施設の整備	○海岸保全施設の整備 ○有田川の整備	
1-5	風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	○消防の広域化 ○洪水ハザードマップの見直し ○土砂災害ハザードマップの作成 ○避難誘導設備の整備 ○避難場所、避難路等の整備 ○津波避難計画等の策定	○雨水公共下水道等の整備 ○がけ地近接等危険住宅の移転促進	○農地・森林の保全	○急傾斜地の崩壊対策	
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生	○洪水ハザードマップの見直し ○土砂災害ハザードマップの作成 ○防災行政無線のデジタル化	○住宅用火災警報器設置の促進			【耐震・老朽化対策】 ○公共施設の整備 ○道路・構造物の維持管理 ○漁業集落排水処理施設の整備 ○基幹管路の耐震化 ○汚泥処理施設等の更新

2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資の停止	○応急給水体制・受援体制の整備 ○防災井戸の確保	○公園の整備 ○道路整備の推進		
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		○道路整備の推進	○農業水利施設の整備	○急傾斜地の崩壊対策
2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○消防力の維持・強化 ○消防団の強化 ○消防の広域化	○道路整備の推進		
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱		○公園の整備		
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	○応急医療体制の整備 ○医療機能の確保			
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○防災井戸の確保 ○防疫資材の整備	○浄化槽の設置促進		
3-1	市役所機能の機能不全	○住民記録システムの保全 ○行政システムの電力供給確保 ○庁舎の代替施設の検討 ○職員対応の強化			
3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○消防力の維持・強化 ○消防団の強化 ○消防の広域化 ○応急給水体制・受援体制の整備 ○行政システムの電力供給確保 ○庁舎の代替施設の検討 ○職員対応の強化			
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・機能停止	○消防力の維持・強化 ○行政システムの電力供給確保			
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	○避難所等での情報通信手段の確保 ○防災行政無線のデジタル化			

4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	○住民記録システムの保全 ○行政システムの電力供給確保 ○防災行政無線のデジタル化 ○避難所等での情報通信手段の確保			
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下			○事業継続力強化支援計画の策定 ○石油コンビナート施設の安全対策	
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響			○石油コンビナート施設の安全対策	
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	○消防力の維持・強化 ○消防団の強化 ○消防の広域化		○石油コンビナート施設の安全対策 ○工場火災避難計画の策定	
5-4	陸上海上交通ネットワークの機能停止		○道路整備の推進		○急傾斜地の崩壊対策
5-5	食料等の安定供給の停滞			○事業継続力強化支援計画の策定 ○漁港施設の整備 ○農業水利施設の整備 ○農地・森林の保全	
5-6	異常渇水等による用水供給途絶	○防災井戸の確保 ○応急給水体制・受援体制の整備		○農業水利施設の整備	
6-1	電気、石油・LPガスサプライチェーン等の機能の停止			○石油コンビナート施設の安全対策	
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	○応急給水体制・受援体制の整備 ○防災井戸の確保			
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		○浄化槽の設置促進		
6-4	地域交通網が機能停止する事態		○都市計画マスタープランの見直し ○立地適正化計画の見直し ○道路整備の推進		

6-5	防災インフラの 長期間にわたる 機能不全		○雨水公共下水道等の 整備 ○道路整備の推進	○農業水利施設の整 備 ○漁港施設の整備	○海岸保全施設の整 備 ○有田川の整備 ○地籍調査の推進
7-1	地震に伴う市街 地の大規模火災 発生による多数 の死傷者の発生	○消防力の維持・強化 ○消防団の強化	○住宅用火災警報器設 置の促進		
7-2	海上・臨海部の 広域複合災害の 発生			○漁港施設の整備 ○石油コンビナート 施設の安全対策 ○工場火災避難計画 の策定	○海岸保全施設の整 備
7-3	沿線・沿道の建 物倒壊による交 通麻痺	○災害廃棄物仮置場の 整備	○不良空家等の除却促 進 ○住宅耐震化の促進		
7-4	ため池等の損 壊・機能不全に よる二次災害の 発生			○ため池の管理	
7-5	有害物質の大規 模拡散・流出		○アスベストの漏えい 対策	○石油コンビナート 施設の安全対策 ○工場火災避難計画 の策定	
7-6	農地・森林等の 荒廃による被害 の拡大			○農業水利施設の整 備 ○農地・森林の保全	
8-1	大量に発生する 災害廃棄物の処 理の停滞により 復興が大幅に遅 れる事態	○災害廃棄物仮置場の 整備○一般廃棄物スト ックヤードの整備	○道路整備の推進	○漁港施設の整備	○海岸保全施設の整 備○有田川の整備
8-2	広域地盤沈下等 による広域・長 期にわたる浸水 被害の発生によ り復興が大幅に 遅れる事態	○津波避難計画等の策 定	○雨水公共下水道等の 整備	○漁港施設の整備	○地籍調査の推進 ○海岸保全施設の整 備 ○有田川の整備
8-3	貴重な文化財や 環境的資産の喪 失、地域コミュ ニティの崩壊等 による有形・無 形の文化の衰 退・損失	○文化財施設の消防設 備査察強化			

第4章 計画の推進と不断の見直し

第1節 諸計画との一体的な推進

国土強靱化地域計画は、基本法第13条にあるように本市の諸計画等の指針となるべきものであり、各施策の実施に当たっては、本計画の内容を踏まえて諸計画やアクションプランの作成・見直しを行い、一体的に推進していく。

第2節 PDCAサイクルと不断の見直し

各地で様々な災害が発生する中で、その対策を巡る議論が日々進んでおり、それ以外にも、各行政分野の課題、地域の動向や住民の意識等、本市を取り巻く情勢は刻々と変化し続けている。

このような変化に柔軟に対応し、強靱な地域づくりを着実に推進していくために、第1章で述べたPDCAサイクルによって、各施策の進捗状況や社会情勢の変化を絶えず確認し、課題に対して有効な取組を実施できるよう、本計画を適宜見直していく。

また、本計画の推進にあたって必要となる場合は、各施策の推進方針に基づく具体的な事業を別途定めるものとする。

第3節 プログラムの重点化

限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。本計画ではプログラム単位で施策の重点化を図ることとし、市の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度等の観点から、18の重点化すべきプログラムを選定した。

18の重点化プログラムにより回避すべき最悪の事態を以下のとおり示す。

重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
①人命の保護が最大限図られること ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興	1	大規模自然災害発生時でも人命の保護が最大限図られる	1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生
			1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
			1-4	異常気象による広域かつ長期的な市街地等の浸水
			1-5	風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
			1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生
	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資の停止
			2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市役所機能の機能不全
			3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5	大規模自然災害発生後であっても経済活動を機能不全に陥らせない	5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	6	大規模自然災害発生後であってもライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-4	地域交通網が機能停止する事態
			6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-3	沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺
			7-4	ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	8	大規模自然災害発生後であっても社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			8-2	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(別添) 脆弱性評価結果

(1) 横断的な課題

リスクコミュニケーション

- 地域防災計画や各種マニュアル等について、社会情勢の変化等を踏まえ、随時見直していく必要がある。
- 要配慮者利用施設において、避難確保計画の策定を推進する必要がある。
- 自助・共助の推進のため、市民等の防災意識の向上や、自主防災組織の活動の充実、地区防災計画の策定等を促進する必要がある。
- 大規模災害時に国や他の地方自治体、民間の力を有効に活用するため、応援協定や受援計画により体制を整備しておく必要がある。
- 避難所を円滑に開設・運用できるよう、マニュアルを随時見直ししながら訓練を実施し、必要な資機材を整備していく必要がある。
- 高齢者や障がい者等の迅速な避難支援を行うために、必要な情報を把握するとともに、関係者と共有する必要がある。
- 要配慮者を受け入れるために、福祉避難所となる施設を確保するとともに、迅速な設置と円滑な運営を行う体制整備が必要である。

(現在の実施状況)

- 地域防災計画の見直し（毎年改正） ○避難勧告・伝達マニュアルの見直し（作成済）
- 非常通信対応マニュアルの見直し（作成済）
- 避難確保計画策定済み施設の割合（津波防災）（21%）
- 避難確保計画策定済み施設の割合（水防）（36%）
- 避難確保計画策定済み施設の割合（土砂災害）（0%）
- 防災研修会の開催（10回） ○自主防災組織の組織率（100%） ○家庭内備蓄の啓発（実施中）
- 自主防災組織向け防災研修会の実施（年1回） ○訓練実施地区（全地区）
- 自主防災組織への補助（実施中） ○防災計画策定地区数（0） ○タイムライン策定地区数（0）
- 応援協定締結数（38件） ○受援計画の策定（未着手） ○職員訓練の実施（年1回）
- 防災資機材の整備（整備中） ○簡易トイレの整備（89）
- 避難所運営マニュアルの見直し（作成済） ○避難行動要支援者名簿提供団体数（1）
- 避難行動要支援者名簿提供団体数（1） ○福祉避難所協定締結施設数（3）
- 福祉避難所設置・運営マニュアルの作成（未作成）

耐震・老朽化対策

○災害時に必要な機能の確保、避難所としての運用等の観点から、統合や他の施設との複合化等も視野に、長寿命化計画に基づき各施設の整備を推進する必要がある。

(現在の実施状況)

- 市庁舎建築物の改修（設計中） ○市庁舎主要設備の移設・改修（設計中）
- 初島中学校 外壁整備（完成） ○箕島小学校 外壁整備（未着手）
- 田鶴小学校 防水整備（未着手） ○宮原小学校 体育館整備（未着手）
- 学校プール施設整備（53%完了） ○全小中学校トイレ洋式化整備（41%完了）
- 新統合中学校校舎建設（計画中） ○給食センター機器整備（整備中）
- 保育所施設整備計画の検討（着手） ○道路・構造物維持管理計画の策定（未着手）
- 橋梁の整備（点検完了） ○トンネルの整備（点検完了）
- 漁業集落排水処理施設機能保全計画策定 完成（R 2 年度）
- 隣保館の大規模修繕（未着手） ○基幹管路耐震化率（12.49%）
- 機能保全対策工の実施（実施中） ○楚都浜公園の整備（事業中）
- 市民球場の大規模改修（未着手） ○市民体育館の大規模改修（未着手）
- 公民館の更新・大規模改修（耐震診断中） ○文化福祉センターの設備整備（未着手）
- ごみ処理施設の基幹的設備の改良（工事着手） ○潮光園の建替え（設計中）
- 汚泥処理施設の建替え（土地造成工事着手） ○汚泥中継施設の更新（未着手）

(2) リスクシナリオごとの課題

1 大規模自然災害発生時でも人命の保護が最大限図られる

1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生

- 救助救出活動や住民避難等に支障のないよう、強靱な道路ネットワークを構築する必要がある。
- 都市計画マスタープランや立地適正化計画を定期的に見直し、適正な都市機能の配置を促進していく必要がある。
- 住宅の倒壊を防ぐため、耐震化や不良空家等の除却を引き続き促進する必要がある。
- 住宅火災時に迅速な避難を行うため、住宅用火災報知器の普及を促進する必要がある。
- 消火活動や救助・救急活動を確実に行うため、機材の整備や人材育成等、消防及び消防団の維持・強化を進める必要がある。
- 円滑な避難誘導を行うため、避難場所や避難路、誘導設備の整備を推進する必要がある。

(現在の実施状況)

- 市道 56 号線の整備 (59%完了) ○逢井地区アクセス道路の整備 (概略設計完了)
- 都市計画道路愛宕川端線の整備 (事業中) ○市道 733・728 号線の整備 (60%完了)
- 市道 780 号線の整備 (事業着手)
- 都市計画道路内川港線の整備 (設計着手) ○都市計画道路の改廃、変更 (実施済)
- 国道 4 2 号有田海南道路の整備促進 (事業中) ○国道 480 号下中島地区の整備促進 (事業中)
- 県道有田湯浅線の整備促進 (事業中) ○県道有田港線の整備促進 (事業中)
- 県道沓掛糸我線の整備促進 (事業中) ○都市計画マスタープランの改定 (改定中)
- 立地適正化計画の改定 (未実施) ○耐震診断・改修支援 (実施中)
- 不良空家等の除却支援 (実施中) ○住宅用火災報知器設置の促進 (72%)
- 消防車両の更新整備 (順次更新) ○耐震性貯水槽の維持管理 (16 基)
- 消火栓の維持管理 (1,104 基) ○消防庁舎等の整備更新 (順次更新)
- 消防庁舎自家発電機連続稼働日数の確保 (5 日以上)
- 救助・救急活動に従事する人材の育成 (推進中) ○消防団員の確保 (97.6%)
- 消防団詰所等の整備更新 (順次更新) ○必要資機材の整備更新 (順次更新)
- 避難誘導標識の整備 (185 基) ○縁石鋸の設置 (500 基)
- 避難誘導灯の整備 (216 基) ○太陽光照明灯の整備 (29 基)
- 箕島地区避難場所 (長峰農道) の整備 (未着手) ○避難ビルの指定数 (9 か所)

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- 消火活動や救助・救急活動を確実に行うため、機材の整備や人材育成等、消防及び消防団の維持・強化を進める必要がある。
- 不特定多数が集まる施設において火災による被害を防止するため、特定防火対象物の管理者に対し、引き続き適切な指導を行っていく必要がある。
- 高齢者施設等の安全を確保するため、施設改修や設備整備等を促進する必要がある。

（現在の実施状況）

- 消防車両の更新整備（順次更新） ○耐震性貯水槽の維持管理（16基）
- 消火栓の維持管理（1,104基） ○消防庁舎等の整備更新（順次更新）
- 消防庁舎自家発電機連続稼働日数の確保（5日以上）
- 救助・救急活動に従事する人材の育成（推進中） ○消防団員の確保（97.6%）
- 消防団詰所等の整備更新（順次更新） ○必要資機材の整備更新（順次更新）
- 特定防火対象物重大違反の是正（100%）
- 高齢者施設等の施設改修・設備整備等への支援（実施中）

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

- 社会情勢の変化等を踏まえ、地区津波避難計画を随時見直していく必要がある。
- 津波による被害の軽減のため、海岸保全施設や護岸の整備を推進する必要がある。
- 単独では対処できない事態に備え、消防通信指令システム共同運用をはじめ、消防の広域化を検討する必要がある。
- 円滑な避難誘導を行うため、避難場所や避難路、誘導設備の整備を推進する必要がある。

（現在の実施状況）

- 津波避難計画策定地区数（全地区） ○箕島漁港 船溜泊地浚渫（一部着手）
- 千田漁港 高田泊地浚渫（実施済） ○千田漁港 -1.5m 物揚場修繕（実施済）
- 初島漁港 埋立防潮堤修繕（未着手） ○箕島漁港 離岸堤修繕（未着手）
- 千田漁港 防潮堤修繕（未着手） ○千田漁港 12A護岸修繕（未着手）
- 有田川左岸下流堤防嵩上げ（実施中） ○通信指令システムの更新・整備（計画中）
- 県広域化推進計画の更なる検討（策定済み） ○避難誘導標識の整備（185基）
- 縁石鋸の設置（500基） ○避難誘導灯の整備（216基） ○太陽光照明灯の整備（29基）
- 箕島地区避難場所（長峰農道）の整備（未着手） ○避難ビルの指定数（9か所）

1-4 異常気象による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 新たに有田川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定が公表されたことを踏まえ、洪水ハザードマップを見直す必要がある。
- 浸水被害の軽減を図るため、ストックマネジメント計画を策定し、管路やポンプ場等の下水道施設、水路、樋門等の整備を推進し、雨水排除機能を維持する必要がある。
- 浸水による被害の軽減のため、海岸保全施設や護岸の整備を推進する必要がある。

(現在の実施状況)

- 洪水ハザードマップの見直し(着手) ○初島排水区2号幹線整備(事業中)
- ストックマネジメント計画策定(事業中) ○箕島・港排水区ポンプ場整備(事業中)
- 内水浸水想定区域図の作成(未着手) ○下水道施設の維持修繕(実施中)
- 樋門の整備(実施中) ○用排水路の整備(実施中) ○高山川ポンプ増設(4基)
- 箕川・お仙谷川・高山川排水機場設備点検(未点検有)
- 箕島漁港 船溜泊地浚渫(一部着手) ○千田漁港 高田泊地浚渫(実施済)
- 千田漁港 -1.5m 物揚場修繕(実施済) ○初島漁港 埋立防潮堤修繕(未着手)
- 箕島漁港 離岸堤修繕(未着手) ○千田漁港 防潮堤修繕(未着手)
- 千田漁港 12A護岸修繕(未着手) ○有田川左岸下流堤防嵩上げ(実施中)

1-5 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

- 新たに有田川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定が公表されたことを踏まえ、洪水ハザードマップを見直す必要がある。
- 土砂災害による被害が想定される箇所について、土砂災害計画区域の指定を促進するとともに、指定区域についてハザードマップを作成・配布する必要がある。
- 浸水被害の軽減を図るため、ストックマネジメント計画を策定し、管路やポンプ場等の下水道施設、水路、樋門等の整備を推進し、雨水排除機能を維持する必要がある。
- 土砂災害の発生を軽減するため、急傾斜地危険区域における崩壊対策を促進する必要がある。
- がけ地の崩落から市民の生命を守るため、計画区域からの住宅移転を促進する必要がある。
- 単独では対処できない事態に備え、消防通信指令システム共同運用をはじめ、消防の広域化を検討する必要がある。
- 農地・森林の国土保全機能を発揮するため、適切な保全管理を維持しなければならない。

（現在の実施状況）

- 洪水ハザードマップの見直し（着手） ○土砂災害ハザードマップの作成（地区別）（着手）
- 土砂災害警戒区域指定の進捗率（57%） ○初島排水区2号幹線整備（事業中）
- ストックマネジメント計画策定（事業中） ○箕島・港排水区ポンプ場整備（事業中）
- 内水浸水想定区域図の作成（未着手） ○下水道施設の維持修繕（実施中）
- 樋門の整備（実施中） ○用排水路の整備（実施中） ○高山川ポンプ増設（4基）
- 箕川・お仙谷川・高山川排水機場設備点検（未点検有） ○危険区域の整備促進（実施中）
- 区域内の住宅移転支援（未実施） ○通信指令システムの更新・整備（計画中）
- 県広域化推進計画の更なる検討（策定済み）
- 中山間地域等直接支払交付金事業実施集落数（24）
- 多面的機能支払交付金事業実施地区数（11） ○有害鳥獣の駆除（実施中）
- 防護柵の設置（実施中） ○狩猟者の育成（実施中）

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生

○災害時の情報伝達において、より高度な通信に対応するため、防災行政無線のデジタル化を行わなければならない。

○市民等に対し、危険箇所や避難経路等について平時から認識してもらうため、各種ハザードマップや避難計画の作成・見直しを行い、周知していく必要がある。

○住宅火災時に迅速な避難を行うため、住宅用火災報知器の普及を促進する必要がある。

○円滑な避難誘導を行うため、避難場所や避難路、誘導設備の整備を推進する必要がある。

(現在の実施状況)

○デジタル無線設備の整備(設計着手) ○洪水ハザードマップの見直し(着手)

○土砂災害ハザードマップの作成(地区別)(着手) ○土砂災害警戒区域指定の進捗率(57%)

○津波避難計画策定地区数(全地区) ○住宅用火災報知器設置の促進(72%)

○避難誘導標識の整備(185基) ○縁石鉤の設置(500基) ○避難誘導灯の整備(216基)

○太陽光照明灯の整備(29基) ○箕島地区避難場所(長峰農道)の整備(未着手)

○避難ビルの指定数(9か所)

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資の停止

○飲料水や生活用水を迅速に供給するため、給水訓練や水道施設の停電対策、早期復旧に向けた受援体制の整備を推進する必要がある。

○生活用水の不足に備え、防災井戸の整備を推進する必要がある。

○救援物資を円滑に輸送できるよう、強靱な道路ネットワークを構築する必要がある。

○広域避難場所等に指定される公園において、救援物資を円滑に輸送できるよう、園路等の整備を推進する必要がある。

(現在の実施状況)

○応急給水訓練(実施中) ○自家発電機の点検(12回/年) ○災害協定の締結(実施中)

○災害時協力井戸登録数(13基) ○避難所の防災井戸整備数(8か所)

○市道56号線の整備(59%完了) ○逢井地区アクセス道路の整備(概略設計完了)

○都市計画道路愛宕川端線の整備(事業中) ○都市計画道路内川港線の整備(設計着手)

○市道733・728号線の整備(60%完了)

○市道780号線の整備(事業着手) ○都市計画道路の改廃、変更(実施済)

○国道42号有田海南道路の整備促進(事業中) ○国道480号下中島地区の整備促進(事業中)

○県道有田湯浅線の整備促進(事業中) ○県道有田港線の整備促進(事業中)

○県道沓掛糸我線の整備促進(事業中) ○ふるさとの川総合公園 園路整備(70%完了)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 道路の喪失による集落の孤立を防ぐため、強靱な道路ネットワークを構築する必要がある。
- 土砂災害による集落の孤立を防ぐため、急傾斜地危険区域における崩壊対策を促進する必要がある。
- 農業集落における地域コミュニティを維持し、自助・共助の機能を確保するため、引き続き支援を行っていく必要がある。

(現在の実施状況)

- 市道 56 号線の整備 (59%完了) ○逢井地区アクセス道路の整備 (概略設計完了)
- 都市計画道路愛宕川端線の整備 (事業中) ○都市計画道路内川港線の整備 (設計着手)
- 市道 733・728 号線の整備 (60%完了)
- 市道 780 号線の整備 (事業着手) ○都市計画道路の改廃、変更 (実施済)
- 国道 4 2 号有田海南道路の整備促進 (事業中) ○国道 480 号下中島地区の整備促進 (事業中)
- 県道有田湯浅線の整備促進 (事業中) ○県道有田港線の整備促進 (事業中)
- 県道沓掛糸我線の整備促進 (事業中) ○危険区域の整備促進 (実施中)
- 中山間地域等直接支払交付金事業実施集落数(24)○多面的機能支払交付金事業実施地区数(11)
- 有害鳥獣の駆除 (実施中) ○防護柵の設置 (実施中) ○狩猟者の育成 (実施中)

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 救助救出活動に支障のないよう、強靱な道路ネットワークを構築する必要がある。
- 消火活動や救助・救急活動を確実に行うため、機材の整備や人材育成等、消防及び消防団の維持・強化を進める必要がある。
- 単独では対処できない事態に備え、消防通信指令システム共同運用をはじめ、消防の広域化を検討する必要がある。

(現在の実施状況)

- 市道 56 号線の整備 (59%完了) ○逢井地区アクセス道路の整備 (概略設計完了)
- 都市計画道路愛宕川端線の整備 (事業中) ○都市計画道路内川港線の整備 (設計着手)
- 市道 733・728 号線の整備 (60%完了)
- 市道 780 号線の整備 (事業着手) ○都市計画道路の改廃、変更 (実施済)
- 国道 4 2 号有田海南道路の整備促進 (事業中) ○国道 480 号下中島地区の整備促進 (事業中)
- 県道有田湯浅線の整備促進 (事業中) ○県道有田港線の整備促進 (事業中)
- 県道沓掛糸我線の整備促進 (事業中) ○消防車両の更新整備 (順次更新)
- 耐震性貯水槽の維持管理 (16 基) ○消火栓の維持管理 (1,104 基)
- 消防庁舎等の整備更新 (順次更新) ○消防庁舎自家発電機連続稼働日数の確保 (5 日以上)
- 救助・救急活動に従事する人材の育成 (推進中) ○消防団員の確保 (97.6%)
- 消防団詰所等の整備更新 (順次更新) ○必要資機材の整備更新 (順次更新)

○通信指令システムの更新・整備（計画中） ○県広域化推進計画の更なる検討（策定済み）
2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
○徒歩帰宅者へ休憩場所や情報の提供を行うため、公園施設や緑地の整備を推進する必要がある。
（現在の実施状況）
○ふるさとの川総合公園 園路整備（実施済） ○公園緑地（楚都浜公園等）の整備（実施済）
2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
○災害拠点病院・感染症指定病院等の役割を果たすため、市立病院の機能を強化するとともに、災害時の応援体制を構築する必要がある。
○医療機関が機能停止した場合に備え、救護所における応急医療体制を整備する必要がある。
（現在の実施状況）
○災害時医療従事者確保（未着手） ○衛星インターネット環境の整備（未着手）
○DMAT 隊員の養成（1チーム） ○エネルギー供給体制の整備（未着手）
○新病院の建設（未着手） ○救護所マニュアルの作成（未着手）
○医薬品・資材の備蓄（整備中）
2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
○車両の進入が困難な地域においても防疫活動に支障がないよう、可搬式の動力噴霧器を整備する必要がある。
○污水处理施設が機能停止した場合においても、生活排水が適切に処理できるよう、浄化槽の普及を促進する必要がある。
○生活用水の不足に備え、防災井戸の整備を推進する必要がある。
（現在の実施状況）
○タンクキャリア式動力噴霧器の整備（0台） ○污水处理人口普及率（32.3%）
○災害時協力井戸登録数（13基） ○避難所の防災井戸整備数（8か所）

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市役所機能の機能不全

- 市庁舎が機能停止した場合に備え、代替施設を選定し、整備を行う必要がある。
- 各種行政システムの停電対策を講じる必要がある。
- 各種マニュアルの見直しや、訓練、研修会を通じ、職員の災害対応力を継続的に強化する必要がある。

(現在の実施状況)

- 代替施設の検討・回線の整備(未着手) ○システム用非常用発電機の整備(未着手)
- 住基ネットシステム用非常用発電機の整備(未着手) ○職員研修会の実施(随時実施)
- 職員訓練の実施(随時実施) ○対応マニュアルの見直し(作成済)

3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 市庁舎が機能停止した場合に備え、代替施設を選定し、整備を行う必要がある。
- 各種行政システムの停電対策を講じる必要がある。
- 各種マニュアルの見直しや、訓練、研修会を通じ、職員の災害対応力を継続的に強化する必要がある。
- 被災時においても上水道事業を継続するため、給水訓練や水道施設の停電対策、早期復旧に向けた受援体制の整備を推進する必要がある。
- 被災時においても消火活動や救助・救急活動を確実に行うため、機材の整備や人材育成等、消防及び消防団の維持・強化を進める必要がある。
- 被災により消防機能が停止した場合に備え、消防通信指令システム共同運用をはじめ、消防の広域化を検討する必要がある。

(現在の実施状況)

- 代替施設の検討・回線の整備(未着手) ○システム用非常用発電機の整備(未着手)
- 職員研修会の実施(随時実施) ○職員訓練の実施(随時実施)
- 対応マニュアルの見直し(作成済) ○応急給水訓練(実施中)
- 自家発電機の点検(12回/年) ○災害協定の締結(実施中)
- 消防車両の更新整備(順次更新) ○耐震性貯水槽の維持管理(16基)
- 消火栓の維持管理(1,104基) ○消防庁舎等の整備更新(順次更新)
- 消防庁舎自家発電機連続稼働日数の確保(5日以上)
- 救助・救急活動に従事する人材の育成(推進中) ○消防団員の確保(97.6%)
- 消防団詰所等の整備更新(順次更新) ○必要資機材の整備更新(順次更新)
- 通信指令システムの更新・整備(計画中) ○県広域化推進計画の更なる検討(策定済み)

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・機能停止

- 各種行政システムの停電対策を講じる必要がある。
- 通信指令機能の停止を防ぐため、消防庁舎の停電対策を講じる必要がある。

(現在の実施状況)

- システム用非常用発電機の整備 (未着手)
- 消防庁舎自家発電機連続稼働日数の確保 (5 日以上)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- メディアが途絶した場合においても、関係機関や住民に必要な情報を伝達できるよう、防災行政無線のデジタル化に対応する必要がある。
- メディアが途絶した場合においても、インターネット等により避難者が情報を入手できるよう、情報通信手段を確保する必要がある。

(現在の実施状況)

- デジタル無線設備の整備 (設計着手) ○無線 LAN の整備 (整備中)

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 各種情報サービスが機能停止した場合においても、関係機関や住民に必要な情報を伝達できるよう、防災行政無線のデジタル化に対応する必要がある。
- 各種情報サービスが機能停止した場合においても、インターネット等により避難者が情報を入手できるよう、情報通信手段を確保する必要がある。
- 各種行政システムの停電対策を講じる必要がある。
- 被災者情報の管理に支障をきたさないよう、住民記録システムの停電対策やクラウド化を推進する必要がある。

(現在の実施状況)

- デジタル無線設備の整備 (設計着手) ○無線 LAN の整備 (整備中)
- システム用非常用発電機の整備 (未着手) ○戸籍システムの保全 (自庁管理)
- 住基ネットシステム用非常用発電機の整備 (未着手)

5 大規模自然災害発生後であっても経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

- 被災後も市内事業者が早期に活動を再開できるよう、事業継続を支援する体制が必要である。
- 本市の基幹産業のひとつである石油精製施設の被害軽減、出荷体制の早期回復を図るため、資機材の整備や予防規程の充実を、企業と連携して推進する必要がある。

(現在の実施状況)

- 事業継続力強化支援計画策定（未着手）
- 泡消火薬剤の整備（2,100ℓ）
- 予防規程等の充実促進（進行中）
- 災害時対応設備の増強促進（計画中）

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

- 全国各地へのエネルギー供給を支える石油精製施設の被害軽減、出荷体制の早期回復を図るため、資機材の整備や予防規程の充実を、企業と連携して推進する必要がある。

(現在の実施状況)

- 泡消火薬剤の整備（2,100ℓ）
- 予防規程等の充実促進（進行中）
- 災害時対応設備の増強促進（計画中）

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- 石油精製施設とその周辺への被害軽減を図るため、資機材の整備や予防規程の充実を、企業と連携して推進する必要がある。
- 消火活動や救助・救急活動を確実に行うため、機材の整備や人材育成等、消防及び消防団の維持・強化を進める必要がある。
- 単独では対処できない事態に備え、消防通信指令システム共同運用をはじめ、消防の広域化を検討する必要がある。
- 周辺への被害を防止するため、法定の計画に加え、独自に避難計画を策定する必要がある。

(現在の実施状況)

- 泡消火薬剤の整備（2,100ℓ）
- 予防規程等の充実促進（進行中）
- 災害時対応設備の増強促進（計画中）
- 消防車両の更新整備（順次更新）
- 耐震性貯水槽の維持管理（16基）
- 消火栓の維持管理（1,104基）
- 消防庁舎等の整備更新（順次更新）
- 消防庁舎自家発電機連続稼働日数の確保（5日以上）
- 救助・救急活動に従事する人材の育成（推進中）
- 消防団員の確保（97.6%）
- 消防団詰所等の整備更新（順次更新）
- 必要資機材の整備更新（順次更新）
- 通信指令システムの更新・整備（計画中）
- 県広域化推進計画の更なる検討（策定済み）
- 工場火災避難計画の策定（作成中）

5-4 陸上海上交通ネットワークの機能停止

○道路の喪失による交通網の機能停止を防ぐため、強靱な道路ネットワークを構築する必要がある。

○土砂災害による道路ネットワークの寸断を防ぐため、急傾斜地危険区域における崩壊対策を促進する必要がある。

（現在の実施状況）

○市道 56 号線の整備（59%完了） ○逢井地区アクセス道路の整備（概略設計完了）

○都市計画道路愛宕川端線の整備（事業中） ○都市計画道路内川港線の整備（設計着手）

○市道 733・728 号線の整備（60%完了）

○市道 780 号線の整備（事業着手） ○都市計画道路の改廃、変更（実施済）

○国道 4 2 号有田海南道路の整備促進（事業中） ○国道 480 号下中島地区の整備促進（事業中）

○県道有田湯浅線の整備促進（事業中） ○県道有田港線の整備促進（事業中）

○県道杣掛糸我線の整備促進（事業中） ○危険区域の整備促進（実施中）

5-5 食料等の安定供給の停滞

○被災後も食料製造業等の小規模事業者が、早期に活動を再開できるよう、事業継続を支援する体制が必要である。

○被災後も農業活動を早期に再開できるよう、適切な農地の保全管理や農業水利施設の整備を推進する必要がある。

○被災後も漁業活動を早期に再開できるよう、漁港施設の整備を推進し、被害軽減を図る必要がある。

（現在の実施状況）

○事業継続力強化支援計画策定（未着手） ○中山間地域等直接支払交付金事業実施集落数（24）

○多面的機能支払交付金事業実施地区数（11） ○有害鳥獣の駆除（実施中）

○防護柵の設置（実施中） ○狩猟者の育成（実施中） ○用排水路の整備（実施中）

○樋門の整備（実施中） ○高田導流堤の改修（50%完了）

○箕島漁港 船溜泊地浚渫（一部着手） ○千田漁港 高田泊地浚渫（実施済）

○千田漁港 -1.5m 物揚場修繕（実施済） ○箕島漁港 4 号導流堤嵩上げ（一部着手）

○箕島漁港 箕島岸壁耐震化（実施済） ○箕島漁港 水門機能強化（実施済）

○箕島漁港 B 物揚場改修（未着手） ○箕島漁港 荷捌き施設整備（実施済）

5-6 異常渇水等による用水供給途絶

○産業用水の不足に備え、給水訓練や受援体制、防災井戸の整備を推進する必要がある。

○農業用水の不足に備え、農業水利施設の整備を推進する必要がある。

（現在の実施状況）

○応急給水訓練（実施中） ○災害協定の締結（実施中） ○災害時協力井戸登録数（13基）

○避難所の防災井戸整備数（8か所） ○用排水路の整備（実施中） ○樋門の整備（実施中）

○高田導流堤の改修（50%完了）

6 大規模自然災害発生後であってもライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電気、石油・LPガスサプライチェーン等の機能の停止

○全国各地への燃料供給を支える石油精製施設の被害軽減、出荷体制の早期回復を図るため、資機材の整備や予防規程の充実を、企業と連携して推進する必要がある。

（現在の実施状況）

○泡消火薬剤の整備（2,100ℓ） ○予防規程等の充実促進（進行中）

○災害時対応設備の増強促進（計画中）

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

○上水道施設の被災に備え、給水訓練や水道施設の停電対策を講じるとともに、早期復旧に向けた受援体制の整備を推進する必要がある。

○上水道の供給停止に備え、防災井戸の整備を推進する必要がある。

（現在の実施状況）

○応急給水訓練（実施中） ○自家発電機の点検（12回/年） ○災害協定の締結（実施中）

○災害時協力井戸登録数（13基） ○避難所の防災井戸整備数（8か所）

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

○污水处理施設が機能停止した場合においても、生活排水が適切に処理できるよう、浄化槽の普及を促進する必要がある。

（現在の実施状況）

○污水处理人口普及率（32.3%）

6-4 地域交通網が機能停止する事態

○道路の寸断により機能停止に陥らないよう、強靱な道路ネットワークを構築する必要がある。
○都市計画マスタープランや立地適正化計画を定期的に見直し、交通網の整備を計画的に推進していく必要がある。

（現在の実施状況）

○市道 56 号線の整備（59%完了） ○逢井地区アクセス道路の整備（概略設計完了）
○都市計画道路愛宕川端線の整備（事業中） ○都市計画道路内川港線の整備（設計着手）
○市道 733・728 号線の整備（60%完了）
○市道 780 号線の整備（事業着手） ○都市計画道路の改廃、変更（実施済）
○国道 4 2 号有田海南道路の整備促進（事業中） ○国道 480 号下中島地区の整備促進（事業中）
○県道有田湯浅線の整備促進（事業中） ○県道有田港線の整備促進（事業中）
○県道杵掛糸我線の整備促進（事業中） ○都市計画マスタープランの改定（改定中）
○立地適正化計画の改定（未実施）

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- 様々な活動を支える道路機能を維持するため、強靱な道路ネットワークを構築する必要がある。
- 雨水排除機能を維持するため、ストックマネジメント計画を策定し、管路やポンプ場等の下水道施設、水路、樋門等の整備を推進する必要がある。
- 海岸や河川からの浸水対策機能を維持するため、海岸保全施設や護岸の整備を推進する必要がある。
- 農業集落における浸水対策機能を維持するため、農業水利施設の整備を推進する必要がある。
- 早期復旧に向けた資料とするため、地籍調査の推進が必要である。

(現在の実施状況)

- 市道 56 号線の整備 (59%完了) ○逢井地区アクセス道路の整備 (概略設計完了)
- 都市計画道路愛宕川端線の整備 (事業中) ○都市計画道路内川港線の整備 (設計着手)
- 市道 733・728 号線の整備 (60%完了)
- 市道 780 号線の整備 (事業着手) ○都市計画道路の改廃、変更 (実施済)
- 国道 4 2 号有田海南道路の整備促進 (事業中) ○国道 480 号下中島地区の整備促進 (事業中)
- 県道有田湯浅線の整備促進 (事業中) ○県道有田港線の整備促進 (事業中)
- 県道杵掛糸我線の整備促進 (事業中) ○初島排水区 2 号幹線整備 (事業中)
- ストックマネジメント計画策定 (事業中)
- 箕島・港排水区ポンプ場整備 (事業中) ○下水道施設の維持修繕 (実施中)
- 樋門の整備 (実施中) ○用排水路の整備 (実施中) ○高山川ポンプ増設 (4 基)
- 箕川・お仙谷川・高山川排水機場設備点検 (未点検有)
- 箕島漁港 船溜泊地浚渫 (一部着手) ○千田漁港 高田泊地浚渫 (実施済)
- 千田漁港 -1.5m 物揚場修繕 (実施済) ○初島漁港 埋立防潮堤修繕 (未着手)
- 箕島漁港 離岸堤修繕 (未着手) ○千田漁港 防潮堤修繕 (未着手)
- 千田漁港 1 2 A 護岸修繕 (未着手) ○有田川左岸下流堤防嵩上げ (実施中)
- 高田導流堤の改修 (50%完了) ○地籍調査進捗率 (92%)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災発生による多数の死傷者の発生

○消火活動や救助・救急活動を確実に行うため、機材の整備や人材育成等、消防及び消防団の維持・強化を進める必要がある。

○住宅火災時に迅速な避難を行うため、住宅用火災報知器の普及を促進する必要がある。

（現在の実施状況）

○消防車両の更新整備（順次更新） ○耐震性貯水槽の維持管理（16基）

○消火栓の維持管理（1,104基） ○消防庁舎等の整備更新（順次更新）

○消防庁舎自家発電機連続稼働日数の確保（5日以上）

○救助・救急活動に従事する人材の育成（推進中） ○消防団員の確保（97.6%）

○消防団詰所等の整備更新（順次更新） ○必要資機材の整備更新（順次更新）

○住宅用火災報知器設置の促進（72%）

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

○海岸部に立地する石油精製施設とその周辺への被害軽減を図るため、資機材の整備や予防規程の充実を、企業と連携して推進する必要がある。

○海岸部に立地する石油精製施設周辺への被害を防止するため、法定の計画に加え、独自に避難計画を策定する必要がある。

○海岸部の被害を軽減するため、海岸保全施設の整備を推進する必要がある。

（現在の実施状況）

○泡消火薬剤の整備（2,100ℓ） ○予防規程等の充実促進（進行中）

○災害時対応設備の増強促進（計画中） ○工場火災避難計画の策定（作成中）

○箕島漁港 船溜泊地浚渫（一部着手） ○千田漁港 高田泊地浚渫（実施済）

○千田漁港 -1.5m 物揚場修繕（実施済） ○初島漁港 埋立防潮堤修繕（未着手）

○箕島漁港 離岸堤修繕（未着手） ○千田漁港 防潮堤修繕（未着手）

○千田漁港 12A護岸修繕（未着手）

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺

○住宅の倒壊を防ぐため、耐震化や不良空家等の除却を引き続き促進する必要がある。

○建物の倒壊によって発生した廃棄物を迅速に処理するため、地区別集積所の選定に加えて、災害廃棄物仮置場を整備する必要がある。

（現在の実施状況）

○耐震診断・改修支援（実施中） ○不良空家等の除却支援（実施中）

○地区別集積所の選定（2地区） ○災害廃棄物仮置場の選定（未着手）

○災害廃棄物仮置場の整備（未着手）

7-4 ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

○ため池の損壊による浸水想定を行うとともに、それに基づくハザードマップの作成や改修や廃止等の対策を推進する必要がある。

（現在の実施状況）

○防災重点ため池の浸水想定区域図の作成（未着手） ○ハザードマップの作成（50%完了）

○弓場池の改修（未着手） ○星越池の改修（未着手） ○ため池の整備・廃止（実施中）

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

○石油精製施設からの有害物質の流出を防止するため、資機材の整備や予防規程の充実を、企業と連携して推進する必要がある。

○石油貯蔵施設からの有害物質の流出による被害を防止するため、法定の計画に加え、独自に避難計画を策定する必要がある。

○アスベスト含有建築物の倒壊による有害物質の拡散に備え、該当建築物の状況を把握するとともに、災害発生時に情報提供を行う体制を整備する必要がある。

（現在の実施状況）

○泡消火薬剤の整備（2,100ℓ） ○予防規程等の充実促進（進行中）

○災害時対応設備の増強促進（計画中） ○工場火災避難計画の策定（作成中）

○アスベスト含有建築物解体工事の把握（実施中）

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

○農地の荒廃を防ぐため、適切な農地の保全管理や農業水利施設の整備を通じ、農業集落の機能を維持する必要がある。

（現在の実施状況）

○中山間地域等直接支払交付金事業実施集落数（24）

○多面的機能支払交付金事業実施地区数（11） ○有害鳥獣の駆除（実施中）

○防護柵の設置（実施中） ○狩猟者の育成（実施中） ○用排水路の整備（実施中）

○樋門の整備（実施中） ○高田導流堤の改修（50%完了）

8 大規模自然災害発生後であっても社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物を迅速に処理するため、地区別集積所の選定に加えて、災害廃棄物仮置場を整備する必要がある。
- 被災等により廃棄物の処理が滞った場合に備え、一般廃棄物のストックヤードを整備する必要がある。
- 災害廃棄物を円滑に運搬するため、強靱な道路ネットワークを構築する必要がある。
- 海岸部における災害廃棄物の発生を抑制するため、海岸保全施設や護岸の整備を推進する必要がある。

(現在の実施状況)

- 地区別集積所の選定 (2 地区) ○災害廃棄物仮置場の選定 (未着手)
- 災害廃棄物仮置場の整備 (未着手) ○ストックヤードの整備 (未着手)
- 市道 56 号線の整備 (59%完了) ○逢井地区アクセス道路の整備 (概略設計完了)
- 都市計画道路愛宕川端線の整備 (事業中) ○都市計画道路内川港線の整備 (設計着手)
- 市道 733・728 号線の整備 (60%完了)
- 市道 780 号線の整備 (事業着手) ○都市計画道路の改廃、変更 (実施済)
- 国道 4 2 号有田海南道路の整備促進 (事業中) ○国道 480 号下中島地区の整備促進 (事業中)
- 県道有田湯浅線の整備促進 (事業中) ○県道有田港線の整備促進 (事業中)
- 県道沓掛糸我線の整備促進 (事業中) ○箕島漁港 船溜泊地浚渫 (一部着手)
- 千田漁港 高田泊地浚渫 (実施済) ○千田漁港 -1.5m 物揚場修繕 (実施済)
- 初島漁港 埋立防潮堤修繕 (未着手) ○箕島漁港 離岸堤修繕 (未着手)
- 千田漁港 防潮堤修繕 (未着手) ○千田漁港 1 2 A 護岸修繕 (未着手)
- 有田川左岸下流堤防嵩上げ (実施中)

8-2 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

- 津波災害から迅速に復興するため、津波災害復興計画を策定する必要がある。
- 浸水被害の軽減を図るため、ストックマネジメント計画を策定し、管路やポンプ場等の下水道施設、水路、樋門等の整備を推進し、雨水排除機能を維持する必要がある。
- 浸水による被害の軽減のため、海岸保全施設や護岸の整備を推進する必要がある。
- 早期復興に向けた資料とするため、地籍調査の推進が必要である。

(現在の実施状況)

- 津波災害復興計画の策定（未着手） ○初島排水区 2 号幹線整備（事業中）
- ストックマネジメント計画策定（事業中）
- 箕島・港排水区ポンプ場整備（事業中） ○内水浸水想定区域図の作成（未着手）
- 下水道施設の維持修繕（実施中）
- 樋門の整備（実施中） ○用排水路の整備（実施中） ○高山川ポンプ増設（4 基）
- 箕川・お仙谷川・高山川排水機場設備点検（未点検有）
- 箕島漁港 船溜泊地浚渫（一部着手） ○千田漁港 高田泊地浚渫（実施済）
- 千田漁港 -1.5m 物揚場修繕（実施済） ○初島漁港 埋立防潮堤修繕（未着手）
- 箕島漁港 離岸堤修繕（未着手） ○千田漁港 防潮堤修繕（未着手）
- 千田漁港 1 2 A 護岸修繕（未着手） ○有田川左岸下流堤防嵩上げ（実施中）
- 地籍調査進捗率（92%）

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 火災の予防及び被害の軽減を図るため、文化財施設の査察を強化する必要がある。

(現在の実施状況)

- 査察の強化（年 1 回）